

足寄町農業委員会
第30回総会会議録

自 令和6年8月30日

至 令和6年8月30日

足寄町農業委員会

令和6年8月30日 第30回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後2時 2分

1 出席委員

1番 餌取靖徳	3番 遠國和宏	4番 上妻良一
5番 菊地隆志	7番 松田博幸	9番 人見華代
10番 石黒彰	11番 岡元義春	12番 吉村進

2 欠席委員

2番 吉川友二	8番 遠藤勇
---------	--------

3 議事に参与するもの

事務局長 山田弘幸
総務担当主査 留田篤史
総務主査 餌取秀和

○議事日程

日程第 1	会期の決定について
日程第 2	会議録署名委員の指名について
日程第 3	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について
日程第 4	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
日程第 5	議案第2号 足寄町農業振興地域整備計画の変更について
日程第 6	議案第3号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
日程第 7	議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	議案第5号 土地の現況証明書下付について

第30回農業委員会総会

令和6年8月30日

開会 午後1時30分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和6年度第30回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、2番吉川友二委員、8番遠藤勇委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、10番石黒彰委員、11番岡元義春委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第1号)

○議長 「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、相続人より通知がありましたので、報告します。

1番を説明します。本件は、父親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記

載のとおりです。

権利を取得した日は、令和5年10月30日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

2番を説明します。本件は、母親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和5年12月29日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

3番を説明します。本件は、父親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和6年1月21日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申

し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いします。

本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年7月11日で、土地の引渡期日も令和6年7月11日です。

なお、解約された農地は、議案第4号11番で審議します。

本件は、合意による解約日が引き渡すことになる日の六箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 足寄町農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、足寄町農業振興地域整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

足寄町長、渡辺俊一氏より意見を求められた足寄町農業振興地域整備計画に係る土地利用計画の変更について、ご審議をお願い

するものです。

1番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町大誉地221番2、計1筆です。

地目につきましては、公簿は原野、現況も原野です。

面積につきましては、13,606㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、現況が原野になったため、農用地利用計画を農地から白地に除外するものです。

2番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛2521番6ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、原野、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、26,614㎡のうち、9,410㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、現況が畑、採草放牧地で、農地保有合理化事業により売り払いを予定しているため、農用地利用計画を白地から農地に編入するものです。

3番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛2523番1、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、13,864㎡のうち、2,017㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、現況が畑で、農地保有合理化事業により売り払いを予定しているため、農用地利用計画を白地から農地に編入するものです。

4番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町螺湾169番1ほか4筆、計5筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、63,955㎡のうち、3,219㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、現況が畑で、農地保有合理化事業により売り払いを予定しているため、農用地利用計画を白地から農地に編入するものです。

5番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町大誉地222番3ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、238,892㎡のうち、35,385㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、現況が畑で、農地保有合理化事業により売り払いを予定しているため、農用地利用計画を白地から農地に編入するものです。

6番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町大誉地557番1、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、23,818㎡のうち、194㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、現況が畑で、農地保有合理化事業により売り払いを予定しているため、農用地利用計画を白地から農地に編入するものです。

7番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町上利別353番2ほか5筆、計6筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、畑、現況は採草放牧地、畑です。

面積につきましては、193,711㎡

のうち、5,790㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、現況が採草放牧地、畑で、農地保有合理化事業により売り払いを予定しているため、農用地利用計画を白地から農地に編入するものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、足寄町農業振興地域整備計画の変更については、支障のない旨、足寄町長に報告します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町喜登牛593番ほか7筆、計8筆です。

地目につきましては、公簿は原野、畑、牧場、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、110,871㎡のうち、畑66,990㎡、採草放牧地が43,881㎡です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、離農に伴い所有

していた農地の処分を行い、譲受人におきましては規模拡大のため、農地を取得するものです。

申請によりますと、売買金額は

円、10アール当たり

円となっています。

議案調査書のとおり、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。

9番人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、8月20日、私と遠藤委員、石黒委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第4号)

○議長 「議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第4号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規

定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和6年度第5号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町中矢198番1ほか8筆、計9筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、197,385㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、

円、10アール当たり

円

で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である遠藤委員と協議し、当事者間で売買の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛2606番1ほか4筆、計5筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、牧場、現況は採草放牧地です。

面積につきましては、65, 138㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、採草放牧地を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、

円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である吉川委員と協議し、当事者間で売買の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

3番4番を説明します。

局長。

○事務局長 3番4番は、利用権の設定等をする者が同一人のため、一括で説明します。

3番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛2043番ほか9筆、計10筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、153, 387㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、

円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

4番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町白糸288番7、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、14, 531㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、

円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、吉村会長のもと、利用調整会議を開催し、当事者間で売買の合意に至ったことから、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手と

して旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

5番を説明します。

局長。

○事務局長 5番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地516番1ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、139,675㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、

円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である吉村委員と協議し、当事者間で売買の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

6番を説明します。

局長。

○事務局長 6番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地本町1番1ほか4筆、計5筆です。

地目につきましては、公簿は畑、宅地、現況は畑です。

面積につきましては、46,481.89㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、
円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である吉村委員と協議し、当事者間で売買の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の

説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

7番を説明します。

局長。

○事務局長 7番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登1353番1、計1筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、現況は畑です。

面積につきましては、37,298㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を贈与により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から贈与したいとの申し出があり、地域担当農業委員である遠藤委員と協議し、当事者間で贈与の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この贈与は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

8番を説明します。

局長。

○事務局長 8番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別223番4ほか6筆、計7筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、現況は畑です。

面積につきましては、44,550㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を贈与により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から贈与したいとの申し出があり、地域担当農業委員である菊地委員と協議し、当事者間で贈与の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この贈与は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

9番を説明します。

局長。

○事務局長 9番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地546番4ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も

畑です。

面積につきましては、69,405㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、

円、10アール当たり 円
で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である吉村委員と協議し、当事者間で売買の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

10番を説明します。

局長。

○事務局長 10番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稲牛185番17ほか4筆、計5筆です。

地目につきましては、公簿は畑、雑種地、現況は畑です。

面積につきましては、73,400㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、

円、10アール当たり 円
で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である岡元委員と協議し、当事者間で売買の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

11番を説明します。

局長。

○事務局長 11番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稲牛184番37、計1筆です。

地目につきましては、公簿は山林、現況は採草放牧地です。

面積につきましては、198,347㎡のうち、10,527㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、採草放牧地を使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の

移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から使用貸借したいとの申し出があり、地域担当農業委員である岡元委員と協議し、当事者間で貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この使用貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第5号)

○議長 「議案第5号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第5号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別249番9ほか1筆、計2筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更及び所有権移転を目的に証明を求めるものです。

2番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稲牛

172番17のうちの1筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。

9番、人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、8月20日、私と遠藤委員、石黒委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、宅地・雑種地等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。

なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和6年度第30回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 2時 2分 閉会

議 長 吉 村 進

農業委員 石黒 幸

農業委員 岡元 義春